



## 第2部 第3次南相馬市 地域福祉活動計画

2019年 3月

～ふれあいネットワーク～

## 支え合い助け合いの 福祉のまちづくり

2025年問題（団塊の世代が75歳以上になる）、認知症が高齢者の5人に一人がなるとの推計予測、一人で暮らす高齢者世帯の増加・・・今お金だけでは解決できない諸課題があります。

今回、南相馬市が策定した「地域福祉計画」と一体的に策定し、「地域福祉活動計画」が一冊の計画書として発刊できましたことに対しまして、喜びと感謝を申し上げます。

地域福祉活動計画は、市民の皆様と手を携えてともに活動をすすめる計画書です。  
「地域のだれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念として課題をみんなで共有し、支え合い、助け合う地域社会「共生社会」の実現を目指した計画です。

自治会、民生委員児童委員、福祉委員会、福祉活動推進員、ボランティア団体、老人クラブ等、多くの関係者の参加を得て各地で開催した地域福祉懇談会では、活発に地域課題等も出され、解決策等も話し合われ計画に盛り込まれました。多くの皆さんと作り上げた計画です。今後はともに実践することを願うところです。

南極の冬は一日中太陽が昇ることがなく、気温は-60°C、風速60m/秒というとてつもない寒さのなか、交代で寒風に耐えているペンギン。

「皇帝ペンギンの円陣の知恵」として有名です。まさに助け合い・支えあいの共生社会そのものです。極寒の中で生き抜くための知恵です。

結びに、関係市民の皆さん、南相馬市地域福祉計画策定検討会委員 及び 策定推進委員会委員の皆さん、本会地域福祉活動計画策定作業部会委員のご尽力に感謝申し上げます。



2019年3月

南相馬市社会福祉協議会 会長 西浦武義

## 第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

## 第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

### 1 「地域福祉」とは

地域福祉の目的は、高齢、障がい、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになっても、これまでつくりあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りをもって、まちの一員として普通の生活を送ることができるようになることです。

地域福祉を進めるためには、在宅での暮らしを支援するいろいろな福祉サービスを整備することに加え、地域の人々の結びつきを深めるために助け合いや交流活動を盛んにすること、道路、公園、商店街などを誰もが利用しやすいものとすることなどが、とても大切です。

地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民の方々、保健・医療、住宅、建設、商工業にたずさわるさまざまな専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

(全国社会福祉協議会ホームページより)

### 2 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、行政が策定する「地域福祉計画」と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動を盛り込んだ“民間の福祉計画”です。つまり、地域住民一人ひとりやボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤として地域福祉をどのように推進していくかをまとめたものです。

社会福祉協議会では、地域福祉推進の中核機関としての役割を果たすべく、この計画に基づき、地域住民や関係機関と連携・協働し、各事業の推進に取り組んでいきます。

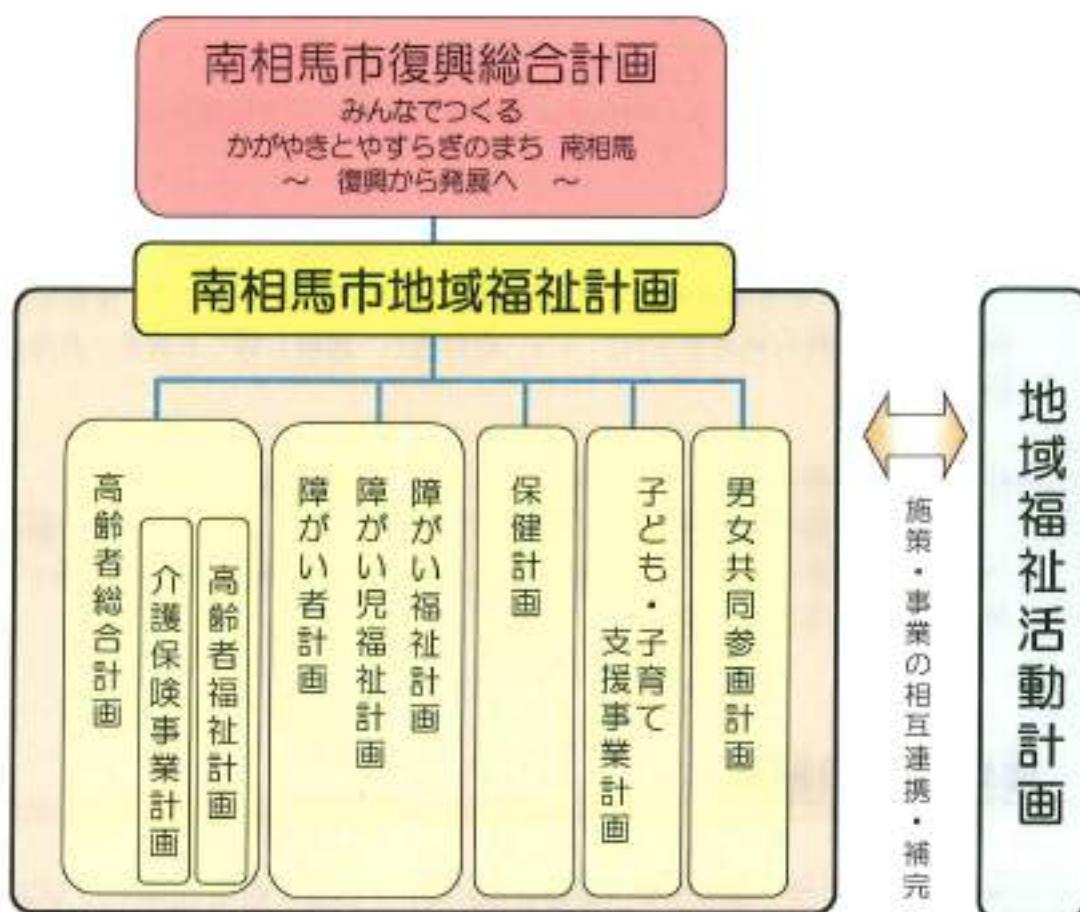
### 3 地域福祉活動計画の位置づけ

#### (1) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づき行政が策定する地域福祉の“総合的な計画”です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定し地域住民と共に進める“実行的な計画”です。

##### ● 地域福祉関連計画等との関係



南相馬市が策定する「地域福祉計画」と南相馬市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、相互に補完・補強し合う“車の両輪”的な関係にあります。

## (2) 南相馬市との連携による「地域福祉活動計画」の策定

「地域福祉活動計画」は地域における様々な生活課題を解決するために地域住民と共にどのような取組が必要かといった内容を盛り込んだ実行計画です。今回の計画策定にあたっては、南相馬市が策定する「地域福祉計画」策定への参画や、地域福祉懇談会の共同開催、さらには“基本施策”や“取組方針”を同一のものとするなど、本計画策定の初期段階から南相馬市と連携し進めてきました。

## (3) 活動計画の策定体制と手順

「地域福祉計画」との協働策定により、その“基本施策”や“取組方針”ごとに、社会福祉協議会が取り組むべき事項を協議しました。

### ○地域福祉懇談会・・・7月

地域の課題は何か？その解決法を地域住民と共に探る懇談会を開催。  
(南相馬市と共催)

### ○南相馬市地域福祉計画策定推進委員会及び策定検討会への参画

本会職員が策定推進委員会及び策定検討会に参画することで、南相馬市へ直接的に必要な施策の提案等を行いつつ、両計画の“橋渡し役”を務め、良好な連携体制を築いた。

### ○計画策定作業部会・・・9月から12月まで、7回開催

社会福祉協議会の職員による作業部会を設置し、様々な市民の声や事例などを基に、各担当部署の視点から地域福祉の推進に必要な取組について話し合い、計画に盛り込む内容を協議した。

## 4 活動計画の期間

本計画の期間は、「第3期南相馬市地域福祉計画」と同様、2019年度から2022年度までの4か年とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直すものとします。

## 5 南相馬市社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。

平成18年の市町村合併に伴い、旧小高町・鹿島町・原町市社会福祉協議会が合併し誕生しました。行政と連携しながらも、市民参加による福祉の視点で、市民の幸せを実現するためには各種福祉事業を実施しています。

また、社会福祉協議会は、「社協会費」や「寄付金」などを基本財源として事業を開催しております。多くの市民や団体の皆様が「社協会員」となり毎年会費を預託され、南相馬市の地域福祉を支えております。

近年では、少子高齢社会の進行をはじめとする社会情勢の急激な変化に伴い、地域社会のシステムに歪みが生じ、様々な“生活のしづらさ”を抱えた人たちが増え、公的なサービスのみでは生活を支えることができない“制度の狭間”で苦しむ市民も多く見受けられます。これまでの制度に加えて、新しい支援のしくみを地域に創ることも求められています。

私たち社会福祉協議会は、これらの課題解決に向けて、一人ひとりの市民をはじめ多様な社会福祉の担い手の参加促進を図り、地域における支え合い・助け合い活動を基盤に、「地域のだれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現を目指し、地域福祉活動を推進してまいります。多くの市民の皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。



【高齢者ふれあい交流会】

## 第2章 実施計画 ～施策の具体的な展開～

## 第2章 実施計画～施策の具体的な展開～

### 基本理念

**地域のだれもが安心して暮らせる  
福祉のまちづくり**

### 基本施策

基本理念の実現を目指し、次の基本施策を掲げ計画の推進を図ります。

#### 【基本施策】

##### 1. 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進

これから地域福祉は、地域に住む全ての人が、その人らしく、いきいきとした生活が送れるように地域住民で支えあい、助けあっていくことが重要です。そのため、住民同士のふれあい、交流の促進など、地域の絆・つながりを強める取り組みを進めます。

##### 2. 地域福祉を支える基盤の確立

地域で暮らす全ての住民が地域福祉に関心を持ち、地域福祉の担い手となるよう、行政区や団体、ボランティア・NPOなどの地域活動への参加や活動を支援し、地域福祉意識の醸成を促進します。また、地域で活動する各団体間の連携強化を図ります。

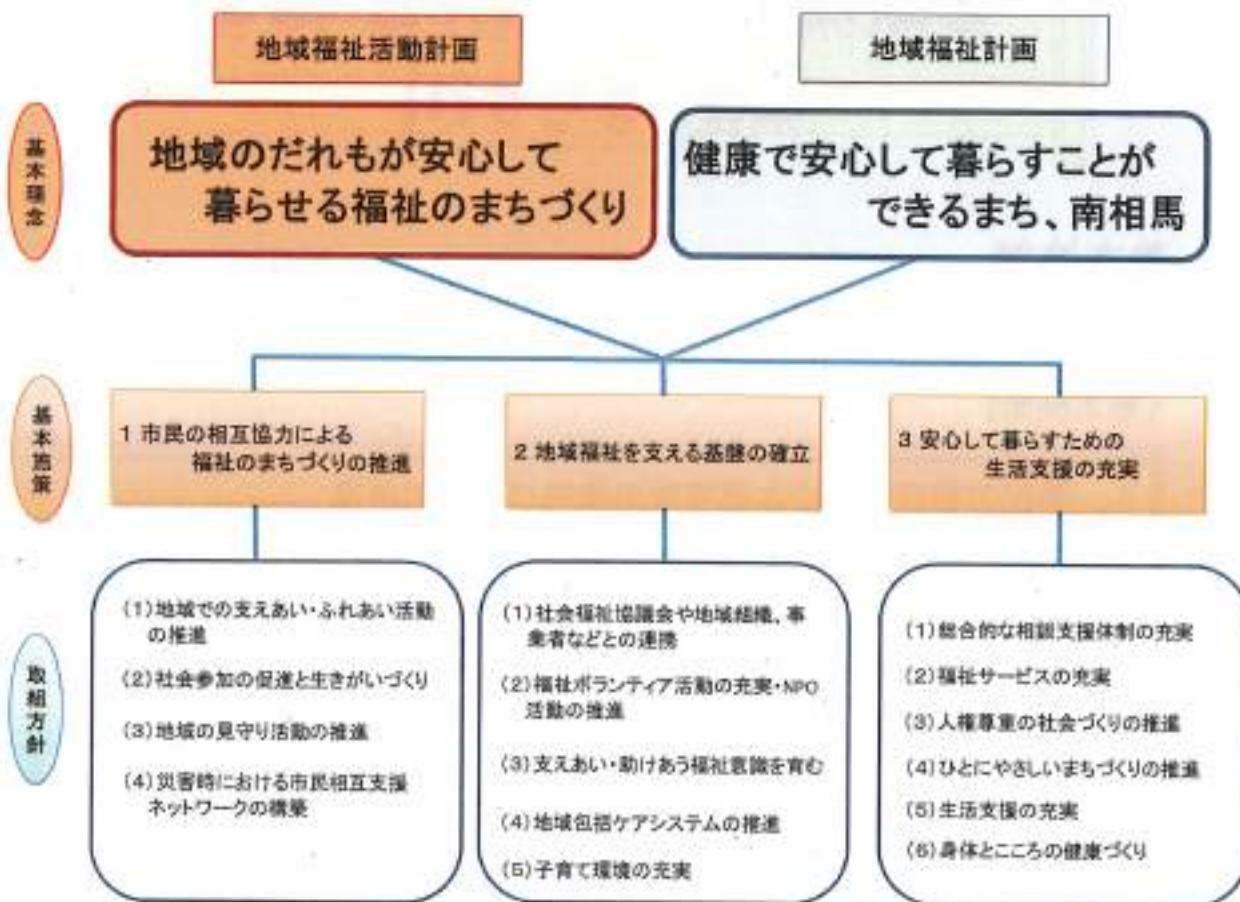
##### 3. 安心して暮らすための生活支援の充実

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、福祉・保健・医療分野が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

また、生涯現役でいられるような健康づくりの推進、地域のバリアフリー化を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

## 計画の体系

3つの基本施策のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取組方針と役割分担を明らかにします。



※【基本施策】と【取組方針】は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が連携し補完・補強することを目的とし、同一の項目としています。

## 【基本施策】

### 1 市民の相互協力による福祉のまちづくりの推進



#### 【取組方針】

- (1) 地域での支えあい・ふれあい活動の推進
- (2) 社会参加の促進と生きがいづくり
- (3) 地域の見守り活動の推進
- (4) 災害時における市民相互支援ネットワークの構築

## 第2部 第3次南相馬市地域福祉活動計画

### 第2章 実施計画～施策の具体的な展開～

#### (1) 地域での支えあい・ふれあい活動の推進

課題の要約	<p>① コミュニケーション不足が原因で、隣近所の関係の希薄化を感じられます。</p> <p>② 子育て世代や働く世代の地域での交流事業への参加率が低くなっています。</p> <p>③ 地域の誰もが気軽に集い、ふれあえる居場所が身近に少ないです。</p> <p>④ 新たに転入してきた人と元から住んでいる人との交流の機会が少ないのです。</p>
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民相互の支え合い活動への支援</li> <li>○地域活動主体の連携強化</li> <li>○地域コミュニティ構築への支援</li> </ul> <p>① 地域での交流事業等の実施を積極的に呼びかけるとともに、事業への支援を行い、相互に支え合う福祉意識の醸成を図ります。</p> <p>② 「ふれあいサロン」を全行政区で実施できるように、コーディネーターを養成し、積極的にバックアップしていきます。</p> <p>③ 多様な活動主体を把握し、支え合い・ふれあい活動への参画と連携強化を図ります。</p>

#### 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	地区福祉委員会推進事業	住民主体による地域福祉活動を推進するために、小地域による福祉活動組織（地区福祉委員会）を各地域に設置し、その活動にかかる助言や費用の助成をします。
2	ふれあいサロン助成事業	小地域でふれあいサロン活動をする、またはこれから実施しようとする団体へ、活動にかかる助言や費用の助成をします。
3	地域間三世代交流事業 助成事業	地域のつながりを再構築するため、地域内（主に行政区単位）の三世代の人々の交流を目的とした事業へ助成します。
4	福祉基金助成事業	各種団体等が実施する地域福祉の増進を目的とした事業へ助成します。

5	家族介護者交流事業	介護者間で情報交換できる場を提供し、リフレッシュを図ります。
6	生きがい・健康づくり推進事業	スポーツや健康づくり等の活動を通して、だれもがいきいきと社会参加できるようにします。
7	傾聴ボランティア活動推進事業	話し相手を希望する人や福祉施設などに対し、傾聴ボランティアの活動を推進します。

社協の役割（共助）	① 地域住民が、地域で実施する交流会等について活動しやすい環境を整備します。 ② 地域で実施する交流会等の事業へ活動費を助成します。 ③ 「ふれあいサロン」等の普及・支援に努めます。 ④ 老人クラブ等を通じた世代間交流事業を推進します。 ⑤ 地域内の新たに転入してきた人と元から住んでいる人との交流を促進します。
-----------	--

## ※地区福祉委員会

小学校区域程度の身近な地域毎に「地区福祉委員会」を設置し、地域住民主体による要援護者や障がい者、児童等との交流活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とした団体です。

## ※ふれあいサロン（地域サロン）

地域の誰もが、気軽に集いふれあえる居場所づくり活動です。

## ※傾聴ボランティア

「話し相手がほしい」「不安な気持ちや寂しい気持ちを聞いてほしい」などと思っている人の気持ちに寄り添い、否定することなく受け止めて「聴く」心のケアのボランティアです。

## ※コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる人の事です。

地域福祉活動やふれあいサロン等のまとめ役を担う人を指します。

## (2) 社会参加の促進と生きがいづくり

課題の要約	① 定年を迎えた人の役割が少なく感じられます。
	② 高齢になり外に出る機会が少なくなることで、認知症になる心配があります。
	③ 高齢者や障がい者など生活のしづらさを抱えた人が社会参加しにくい環境があります。
	④ 「自分にあった活動は何か」「どこで何をやっているか」相談できる場所がありません。
	⑤ 社会参加するにあたり、移動手段がないことが問題です。
	⑥ 閉じこもりがちな高齢者の外出を促す方策が十分ではありません。

取組方針	○社会参加の促進 ○生きがいづくりの提供
	① 高齢者や障がい者等が社会参加しやすいよう、環境を整えます。 ② 趣味や特技、職種等を活かした多様な活動ができる場の提供を考え、一人ひとりが役割をもって生きがいを感じられる環境を作ります。 ③ 「みなみそうま健康づくりポイント事業」と連動した社会参加・生きがいづくり事業を実施します。

## 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	ふれあいサロン助成事業	小地域でふれあいサロン活動をする、またはこれから実施しようとする団体へ、活動にかかる助言や費用の助成をします。
2	生きがい・健康づくり推進事業	スポーツや健康づくり等の活動を通して、だれもがいきいきと社会参加できるようにします。
3	高齢者ふれあい交流会	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のひきこもり防止と交流を目的に実施します。
4	障がい者社会参加促進事業	障がいを持った人が、社会参加しやすい環境づくりのための各種事業を実施します。

5	各種講座の開催	各種講座を開催し、学習の機会を作ります。
6	ニコニコ元気塾	介護保険対象外となる高齢者等に対し、引きこもり防止や介護予防を目的に交流できる場を設けます。
7	失語症交流会	高次脳機能障がいや難病等により失語症を患い、生活のしづらさを抱えて暮らす方々の相互の交流と社会に対する理解促進を目的として実施します。

社協の役割（共助）	① 各種講座の開催等、多様な学習の場を作ります。 ② 初めてでも参加しやすく、どの世代にもわかりやすい事業を企画します。 ③ 高齢者や障がい者の集まる場を作り、引きこもり等の防止に努めます。 ④ 障がいを持った人とボランティアが交流できる場を作ります。
-----------	---



【高齢者ふれあい交流会】

## ※みなみそうま健康づくりポイント事業

市民の健康増進を目的とし、各種健康づくりに取り組んで、健康ポイントを貯めると、図書券やふくしま健民カード（県内協力店で特典が得られる）、プレゼント応募はがきがもらえる事業です。（担当：南相馬市健康づくり課）

## (3) 地域の見守り活動の推進

課題の要約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域での見守り活動団体の設立が十分ではありません。</li> <li>② 高齢者等の見守りが必要な世帯に、事業の案内をしても参加してもらえないません。</li> <li>③ 見守りが必要な世帯への定期的な訪問が足りません。</li> <li>④ 地域住民の福祉に対する関心が低いです。</li> <li>⑤ ひきこもり等の高齢者や障がいの方方が地域とのつながりが弱くなっています。</li> <li>⑥ 個人情報保護法が壁となり、地域住民の実態把握やネットワーク構築を困難にしています。</li> <li>⑦ ひとり暮らし高齢者が体調不良になった場合、近くに知り合いがおらず、困っています。</li> <li>⑧ 地域での見守り活動の必要性を感じていても、行動に移す手段や方法が分かりません。</li> <li>⑨ 日中一人で過ごす高齢者への支援が不十分です。</li> <li>⑩ 地域の子どもたちへの見守りや関わりが不足しています。</li> <li>⑪ 見守りが必要な高齢者等にも役割があると良いです。</li> </ul>
-------	--

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣組による地域組織活動の推進</li> <li>○関係機関と行政との連携</li> <li>○地域の防犯体制の充実</li> <li>○生きがいづくりの提供</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 行政や各関係機関と連携を図り、地域住民の実態把握に努めます。</li> <li>② 閉じこもりがちな高齢者の外出を促す事業を開拓します。</li> <li>③ 地域住民相互の見守り活動を促進します。</li> <li>④ 福祉活動が身近な存在であることを、地域のイベントや広報・SNS等を通して周知します。</li> <li>⑤ 児童館・児童センターと地域住民組織との交流事業を実施し、子どもたちの福祉への関心を高めます。</li> <li>⑥ 支援が不足している人々へ地域で手助けできるように、ボランティアや地域リーダーの育成に繋がる事業を開拓します。</li> </ul>
------	---

## 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	地区福祉委員会推進事業	住民主体による地域福祉活動を推進するために、小地域による福祉活動組織（地区福祉委員会）を各地域に設置し、その活動にかかる助言や費用の助成をします。
2	地域間三世代交流事業 助成事業	地域のつながりを再構築するため、地域内（主に行政区単位）の三世代の人々の交流を目的とした事業へ助成します。
3	社協だより「オレンジハート」発行事業	社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するために、広報誌を発行します。
4	高齢者ふれあい交流会	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のひきこもり防止と交流を目的に実施します。
5	福祉対象者動態調査事業	民生委員・児童委員との協働により、福祉対象者の実態を把握します。
6	共同募金配分金の活用	地域福祉推進の資源である共同募金の推進を図り、その配分金を有効に活用し、地域における自主活動等を支援します。（循環型募金の促進）
7	地域交流事業の推進	地域のボランティア団体等が主体となり交流事業を開催できるよう働きかけます。福祉基金や共同募金を有効に活用します。
8	地域あったか見守り隊養成事業	要配慮高齢者や障がい者、生活困窮世帯やひきこもりなど制度の狭間にいる人を日常的に見守り、適切な制度へつなげる仕組みを強化し、住民相互の支え合いによる地域福祉活動を推進します。
9	児童館・児童センター 地域交流事業 《新規》	児童館・児童センターの児童と地域住民との交流を通して、地域での見守りを日常的に行うなど、児童の健全な育成に寄与する環境づくりを推進します。

## 第2部 第3次南相馬市地域福祉活動計画

### 第2章 実施計画～施策の具体的な展開～

社協の役割（共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>① 社協だより・ホームページの内容を充実し、きめ細やかな情報を提供します。</li><li>② 見守り活動、サロン活動等を推進するために、多様な主体による取組みの参画と、活動支援を行います。</li><li>③ 関係者・関係団体と見守り活動に必要な情報を共有し、訪問活動を推進します。</li><li>④ 福祉委員会の設立を支援するとともに、運営面で助言や活動費の助成を行います。</li><li>⑤ 地域住民が参加しやすい場所での、ふれあいサロンや三世代交流事業の開催を推進します。</li></ul>
-----------	--

#### ※社協だより「オレンジハート」発行

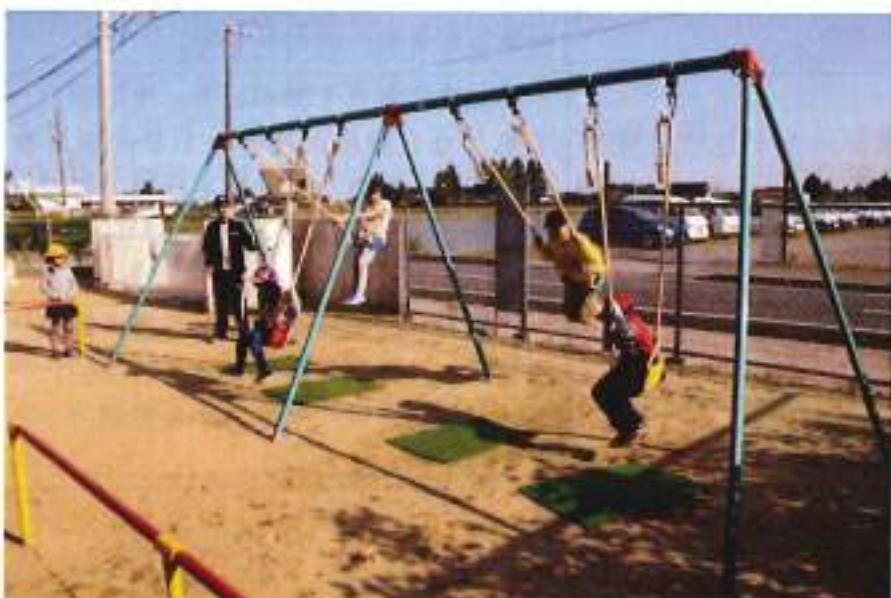
南相馬市社会福祉協議会が、毎月15日に発行している広報紙です。

#### ※SNS

ソーシャル・ネットワーク・サービス (social networking service) の略です。人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」と定義されます。フェイスブック (facebook) やツイッター (twitter) などを指します。

#### ※福祉対象者動態調査

福祉対象者は、①65歳以上一人暮らし高齢者 ②65歳以上寝たきり高齢者 ③65歳以上ののみの高齢者世帯 ④65歳以上認知症高齢者 ⑤身体障がい児者 ⑥知的障がい児者 ⑦母子世帯 ⑧父子世帯 の8項目のいずれかに該当する方を指し、毎年1回、民生委員・児童委員と協働で調査します。



【高平児童館 利用児童によるブランコ遊び】

## (4) 災害時における市民相互支援ネットワークの構築

課題の要約	<p>① 近隣関係が希薄であるため、地域の状況が把握できません。</p> <p>② 個人情報保護法が障害となり、要援護者の実態把握が困難です。</p> <p>③ 震災から数年が経過し、災害への危機意識が薄れています。</p> <p>④ 災害時において地域住民の個人情報が少ないため、行政区長や民生委員への負担が大きくなっています。</p> <p>⑤ 隊組に加入する人が少ないため、ネットワークの構築が難しいです。</p>
取組方針	<p>○講演会等の実施</p> <p>○災害時支援体制の構築</p> <p>○福祉避難所の充実</p> <p>① 自主防災組織（行政区）の活動を支援し、地域防災の推進を図ります。</p> <p>② 災害時要配慮者名簿の有効な活用方法を地域住民と一緒に考えていきます。</p> <p>③ 災害を風化させないために、防災・減災に関する講習会等を実施します。</p>

## 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	災害・防災ボランティア養成講座	災害時に様々なニーズに対応できるボランティアや地域防災のリーダー等を養成します。 また、他の地域で大規模な災害が起きた際の“恩返しボランティア”としての活動も意識します。
2	イザ!カエルキャラバン!!	おもちゃの交換プログラム(かえっこバザール)の仕組みの中に、楽しみながら学べる防災プログラムを組み合わせた防災イベントを行い、市民の防災意識を高めます。
3	災害時の要配慮者支援事業	災害時に支援を必要とする人がどこに居住しているか、避難経路はどこかなどが分かるマップ等を作成します。
4	日本赤十字社・共同募金会との連携	災害時に、日本赤十字社及び共同募金会と連携を図り、災害援護活動に取り組みます。

## 第2部 第3次南相馬市地域福祉活動計画

### 第2章 実施計画～施策の具体的な展開～

社協の役割（共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>① 災害に関する各種講習会や事業を実施します。</li><li>② 行政と住民組織との情報を共有し、災害時要配慮者マップの作成や避難訓練の実施等を支援します。</li><li>③ 福祉避難所を周知するとともに、相互のネットワーク構築を推進します。</li><li>④ 災害時には、「災害ボランティアセンター」を設置します。</li></ul>
-----------	---

#### ※個人情報保護法

平成15年5月に制定された個人情報の取り扱いに関する法律で、正式名は「個人情報の保護に関する法律」といい、第23条第1項において、個人情報取扱事業者は原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされています。

#### ※災害時要配慮者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々を「災害時要援護者」と定義し、具体的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等をあげていますが、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等は防災政策において特に配慮を要する『要配慮者』とされるようになりました。

#### ※福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した避難所のことです。

#### ※災害ボランティアセンター

災害発生時から復興期にわたり生じる市民の様々な生活支援ニーズとボランティア活動を、効果的かつ効率良くつなぐために設置する組織（機関）です。

## 2 地域福祉を支える基盤の確立



【シニアのつどい】

### 【取組方針】

- (1) 地域組織、事業者などとの連携
- (2) 福祉ボランティア活動の充実・NPO活動の推進
- (3) 支えあい・助けあう福祉意識を育む
- (4) 地域包括ケアシステムの推進
- (5) 子育て環境の充実

## (1) 地域組織、事業者などとの連携

課題の要約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉協議会の組織や活動内容について、理解されていません。</li> <li>② 社協だより「オレンジハート」が広く読まれていません。</li> <li>③ 社会福祉協議会の助成事業の申請手続きが面倒であり、地域での事業の企画や運営に苦労している状況が見られます。</li> <li>④ 他の団体と重複する事業があり、連携や調整が必要です。</li> <li>⑤ 社会福祉協議会会費や共同募金への協力が、年々少なくなっています。</li> <li>⑥ 社会福祉協議会の役割・業務全体が理解されていません。</li> <li>⑦ 各行政区との連携体制が整っていません。</li> <li>⑧ 地域福祉の推進のため、民生委員・児童委員と更なる連携の強化が必要です。</li> <li>⑨ 社会福祉法人による地域社会での取組みを推進する必要があります。</li> </ul>
-------	--



【災害復旧復興ボランティアセンター感謝のつどい】

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会の活動内容の周知</li> <li>○各種関係組織の連携強化</li> <li>○行政区長、民生委員・児童委員との連携強化</li> </ul>
	<p>① 社協だより「オレンジハート」を、市民(読者)の立場に立った読みやすく魅力のあるものにするため、住民参加による広報編集等を検討し、内容の充実を図ります。</p> <p>② 各種助成事業の申請手続きを簡素化し、利用促進を図ります。</p> <p>③ 各種助成事業の審査等に、市民が参加できる仕組みを検討します。</p> <p>④ 地域間三世代交流事業やふれあいサロン事業など、地域における福祉活動の企画等を支援できる体制を整備します。</p> <p>⑤ 地域組織やNPO等との連携を密にし、事業の調整を図ります。</p> <p>⑥ 地域福祉懇談会を、行政区長会や民生委員児童委員協議会等と共同で開催し、連携体制の強化を図ります。</p> <p>⑦ 地域組織等の会合に参加します。</p> <p>⑧ 企業や民間助成団体等との連携を強化し、地域福祉活動を展開するための財源確保を促進します。</p> <p>⑨ 社協だより「オレンジハート」を知ってもらうために、スーパーなど多くの市民が訪れるところで周知し、またSNSを活用した発信内容の充実を図ります。</p> <p>⑩ 子どもたちにも知ってもらえるようなリーフレットを発行します。</p>

## 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	社協だより「オレンジハート」発行事業	社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するために、広報紙を発行します。
2	ホームページ運営事業	社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するために、ホームページやSNSを活用します。
3	民生委員児童委員協議会運営事業	民生委員児童委員協議会の運営が円滑に進むように支援します。
4	老人クラブ連合会運営補助事業	老人クラブ連合会の運営が円滑に進むように支援します。

## 第2部 第3次南相馬市地域福祉活動計画

### 第2章 実施計画～施策の具体的な展開～

5	ふれあいサロン助成事業	小地域でふれあいサロン活動をする、または これから実施しようとする団体へ、活動にかかる助言や費用の助成をします。
6	地域間三世代交流事業 助成事業	地域のつながりを再構築するため、地域内（主に行政区単位）の三世代の人々の交流を目的とした事業へ助成します。
7	地区福祉委員会推進事業	住民主体による地域福祉活動を推進するために、小地域による福祉活動組織（地区福祉委員会）を各地域に設置し、その活動にかかる助言や費用の助成をします。
8	福祉教育の推進事業 (出前講座)	社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを生かして、様々な機会を設け、市民に対してその知識や技術を提供します。（“出向く福祉”の強化） また、南相馬市「まちづくり出前講座」へ登録し、講師登録している市民や団体との連携・ネットワーク化を図ります。
9	地域福祉懇談会	市内の各地域に出向き、住民と情報を交換し地域福祉活動に活用します。
10	子ども向け リーフレット発行事業 《新規》	「社協とは？」という内容で、漫画形式で子どもたちにも、すぐに目を通してわかりやすい内容で発行します。
11	社会福祉法人連携事業	市内の社会福祉法人と連携し、いわゆる“制度の狭間”の問題への取組みを推進します。（地域における公益的な取組）

社協の役割（共助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 行政や各種機関・団体の活動を把握し、連絡調整を行います。</li> <li>② 地域福祉懇談会を開催し、市民や活動実践者との話し合いを実施し、地域の実情を把握します。</li> <li>③ 地域の意見・要望を事業に取り入れられるよう、地域福祉活動を推進するうえでのまとめ役の発掘や養成を行います。</li> <li>④ 地域における福祉活動を促進し、地域組織団体が自主的に活動できるよう、必要に応じた人的・物的・金錢的な支援を行います。</li> <li>⑤ 社協だより「オレンジハート」の読みやすい紙面作りに努め、社協ホームページも内容を充実させます。</li> <li>⑥ 地域の意見や要望を事業に取り入れられるよう話し合いを実施します。</li> <li>⑦ 子どもでも興味を持ってもらえるような紙面作りに努めます。</li> </ul>
-----------	---

#### ※民生委員児童委員協議会

地域住民の生活状態を把握し、関係行政機関と連携しながら、一人暮らしの高齢者や障がい者及び児童、妊産婦の福祉に関する支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた人を民生委員児童委員といい、民生委員児童委員の活動上必要な連絡・調整を行う協議会です。南相馬市には、小高・鹿島・原町・高平・大塙・太田・石神の組織があります。

#### ※老人クラブ連合会

地域の高齢者（60歳以上）が行政区単位で組織する団体を老人クラブといい、老人クラブが円滑に運営できるように市（区）町村単位で連合会を組織します。

#### ※地域福祉懇談会

地域の住民の人々が協働のまちづくりを実感できるよう、地域毎の考え方や思いを社会福祉協議会職員にお聞かせいただく場として設けています。

#### ※共同募金

一般に「赤い羽根共同募金」と呼ばれています。さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は市民主体の運動を進めています。赤い羽根共同募金は、市民自らの行動を応援する「じぶんの町を良くするしくみ」です。

## (2) 福祉ボランティア活動の充実・NPO活動の推進

課題の要約	<p>① 地域活動の担い手が不足しています。また、活動はいつも同じ人が行っています。</p> <p>② ボランティアの高齢化が目立ちます。また、若い世代の活動への参加が少ないです。</p> <p>③ NPOの活動への理解が不足しています。</p> <p>④ 無償ボランティアと有償ボランティアの考え方方が人によって異なります。</p> <p>⑤ 災害ボランティアセンターでの活動を通じて繋がった全国のボランティアの「南相馬市を応援したい」という想いと、支援を必要としている市民のニーズをマッチングできていません。</p> <p>⑥ 高齢化や核家族化が進み、敷地内の草刈やゴミ出しなどを自分ですることが困難になっている人が増えており、定期的にお手伝いをしてくれる人が必要です。</p> <p>⑦ ボランティア活動に関する総合的な窓口の役割を果たすべき、社協ボランティアセンターの組織体制や機能が弱いです。</p>
取組方針	<p>○各種団体への支援      ○活動参加への呼びかけ      ○将来の地域福祉の担い手づくり      ○ボランティア・NPOの活用</p> <p>① ニーズに即した担い手の育成（養成講座等の実施）をします。</p> <p>② ライフステージ毎に合った福祉教育を推進します。また、それに伴うプログラムを開発します。</p> <p>③ ボランティアセンターを設置し、ボランティアが活動しやすい環境作りに努めます。また、関係機関の役割の把握と有機的な連携体制を整備します。</p> <p>④ 地域で活動するNPO・関係団体との連携強化を図ります。</p> <p>⑤ これまで災害ボランティア活動をしていただいた人々へ、必要時に協力依頼ができるような総合窓口を設け、ボランティア資源を活用します。</p> <p>⑥ 元気な高齢者のボランティアへの参加を促進します。</p> <p>⑦ 企業の社会貢献活動への参加を働きかけます。</p> <p>⑧ 少年期からボランティア活動への教育・育成を図ります。</p>

## 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	ボランティア養成講座	ボランティア活動の推進を図るために、各種養成講座を開催します。
2	南相馬市ボランティアフェスティバル	ボランティア活動の輪を広げ、ともに支えあう地域づくりのために、より多くの人々が気軽にボランティアに参加する機会となるように開催します。
3	サマーショートボランティアスクール	中学生・高校生を対象に、夏休み期間を活用した各種福祉施設や事業等での活動体験を実施します。 更に、年間を通じた事業拡大に努めます。
4	児童・生徒ボランティア活動普及事業	市内の小・中・高等学校と連携し、児童・生徒ボランティア活動推進と、活動にかかる費用を助成します。
5	ボランティア連絡協議会運営補助事業	ボランティア連絡協議会の運営が円滑に進むよう事務補助をします。
6	ボランティアセンター運営事業	ボランティア・市民活動のネットワークづくりを進める組織の運営を推進します。また、市民に対し有効な情報を発信し、ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなげます。
7	地域福祉事業助成事業	各種団体等が実施する地域福祉の増進を目的とした活動へ助成します。
8	共同募金配分金の活用	地域福祉推進の資源である共同募金の推進を図り、その配分金を有効に活用し、地域におけるボランティア活動等を支援します。(循環型募金の促進)
9	「みなみそうま市民ふくし大学(ボランティア学園)」設置・運営事業 《新規》	総合的な福祉教育やボランティア育成の拠点として、様々な関係機関と連携しながら、市民参加による福祉のまちづくりを促進します。
10	ボランティア保険料助成事業 《新規》	ボランティア活動者へ対し、ボランティア保険料を助成することにより、安心してボランティアができる環境を作るとともに、活動への参加促進を図ります。

## 第2部 第3次南相馬市地域福祉活動計画

### 第2章 実施計画～施策の具体的な展開～

社協の役割（共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>① 民間助成団体等と連携し、活動の財源を確保します。</li><li>② ボランティア活動の担い手やボランティアリーダーを養成し、多くの市民が様々な分野で活動できるよう、現在の講座等の体系を見直します。</li><li>③ ボランティアセンター機能を強化するために、専任のボランティアコーディネーターを配置します。</li><li>④ 職員自らもボランティア活動に参加します。</li><li>⑤ 参加しやすいボランティア講座等を企画し、内容を充実させます。</li><li>⑥ “生活のしづらさ”を抱えた住民の「生活支援」の担い手を養成する講座を開発します。</li><li>⑦ ボランティアに関する情報提供を積極的に行い、活動に参加しやすくします。</li><li>⑧ 様々な機関やボランティアを希望する人の情報を、社会福祉協議会が集約し、需要と供給の情報を発信します。</li></ul>
-----------	---

#### ※NPO

NPOは非営利組織（Non Profit Organization）を意味し、ボランティア団体など、営利を目的としない民間の団体です。

#### ※ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階をいいます。

#### ※ボランティアセンター

地域福祉の推進のために、ボランティア・市民活動のネットワーク作りをすすめる組織です。ボランティア活動をしたい人やボランティアを必要とする人や施設の相談を受け付け、ボランティア登録・紹介・斡旋など、研修によって人材の育成を図ります。

## (3) 支えあい・助けあう福祉意識を育む

課題の要約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域で実施する事業への参加者が少ないです。</li> <li>② 高齢者・障がい者等に対する理解が十分ではありません。</li> <li>③ 子どもと高齢者のふれあう機会が減り、相互の理解が不十分です。</li> <li>④ 子育てについて相談しやすい環境が十分ではありません。</li> <li>⑤ 近隣への関心が希薄になっています。</li> <li>⑥ 自分さえ良ければいいと考える人がいます。</li> <li>⑦ 震災時の助け合いの精神が薄れてきています。</li> <li>⑧ 市民の誰もが事業の企画に参加できる体制作りが必要です。 (事業対象者も含めて)</li> <li>⑨ 世代に関係なく、助けあい 支えあう福祉教育が必要です。</li> </ul>
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉意識の醸成</li> <li>○交流の促進</li> <li>○福祉教育の充実</li> <li>○地域における活動の紹介</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各地区のまちづくり委員会や福祉委員会と連携し、地域における福祉活動を実施する際の体制等について協議します。</li> <li>② 障がい者等支援の担い手を養成するための講習会等を開催し、活動の輪を広げます。</li> <li>③ 福祉への理解を深めるための勉強会を開催します。</li> <li>④ 住民参画による地域福祉教育プログラムの作成・実践を行い、助けあい 支えあう福祉意識を育みます。</li> <li>⑤ 地域に出向き、地域交流や高齢者・障がい者に対する理解促進に努めます。</li> <li>⑥ 子育てについて、気軽に相談し合える環境づくりに努めます。</li> <li>⑦ 子どもと高齢者が安心して交流できる環境づくりに努めます。</li> </ul>

## 第2部 第3次南相馬市地域福祉活動計画

## 第2章 実施計画～施策の具体的な展開～

## 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	地区福祉委員会推進事業	住民主体による地域福祉活動を推進するため、小地域による福祉活動組織（地区福祉委員会）を各地域に設置し、その活動にかかる助言や費用の助成をします。
2	サマーショートボランティアスクール	中学生・高校生を対象に、夏休み期間を活用した各種福祉施設や事業等での活動体験を実施します。 更に、年間を通じた事業拡大に努めます。
3	手話奉仕員派遣事業	聴覚障がい者のコミュニケーション円滑化促進のため、手話奉仕員を派遣します。
4	奉仕員等養成事業	手話・朗読・要約筆記に必要な技術等の指導を行い、これに従事する奉仕員を養成します。
5	声の広報発行事業	声の広報発行により、視覚障がい者に必要な行政情報等を提供します。
6	在宅心身障がい児者スポーツ交歓会	在宅心身障がい児者を対象に、ニュースポーツ体験やイベント等で交流を図ります。
7	福祉体験教室事業	各小・中・高等学校において、高齢者や障がい者の疑似体験を通じ、福祉への理解を促します。
8	障がい者ふれあい交流会	市内の障がい者福祉事業所等の余暇活動の充実と交流を促進します。
9	放課後児童健全育成事業 ・仲町児童センター ・高平児童館	児童に対し、安心・安全な居場所を提供し、健全な遊びを通じ健康の増進と情操を育みます。また、保護者が就労等で十分に児童を保護・育成出来ない場合に保護者に代わって、放課後や長期休業日等に児童を育成支援します。
10	なかよし親子交流事業	乳幼児・未就学児の親子を対象に、交流する場を設けます。

11	福祉教育の推進事業 (出前講座)	社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを生かして、様々な機会を設け、市民に対してその知識や技術を提供します。“出向く福祉”の強化 また、南相馬市「まちづくり出前講座」へ登録し、講師登録している市民や団体との連携・ネットワーク化を図ります。
12	福祉基金助成事業	各種団体等が実施する地域福祉の増進を目的とした事業へ助成します。
13	子どもニコニコ元気塾	地域における子育て支援のため、子どもと保護者を対象として、子どもに関係する社会福祉法人との連携事業を実施します。
14	生活サポート事業（仮称） 『新規』	“共助”的理念に基づく、住民参加型による生活サポートの仕組みを創出し、生活のしづらさを抱える住民に寄り添います。
15	なないろサロン	乳幼児・未就学児の親子を対象に、地域の人々と交流し、育児不安等を解消できる場を設けます。

社協の役割（共助）	<p>① 子どもから大人、行政や地域組織（行政区・NPO・企業等）を巻き込み、「地域」をステージとした住民参加型の生きた「福祉教育」を実践します。</p> <p>② 学校等に積極的に出向き、福祉教育を充実させます。</p> <p>③ 障がい者と市民がふれあえる機会を提供します。</p> <p>④ 子育て中の親が集える場を提供します。</p> <p>⑤ 様々な地域で取り組まれた地域での見守り事例などを、地域住民に伝えます。</p> <p>⑥ 高齢者とふれあつたことのない子どもたちに、高齢者とふれあえる場を提供します。</p> <p>⑦ 地域食堂（親子食堂）や、常設のふれあいサロン（毎日サロン）など、住民主体による日常的な支え合いの場の創出とその運営を支援します。</p> <p>⑧ “地域共生社会”的実現を目指します。</p>
-----------	--

※手話奉仕員

手話奉仕員養成講座を受講した人の中で、相手の手話を理解でき、特定の聴覚障がい者とならば手話で日常会話ができる技術を持った人です。

※声の広報

社協だよりや市広報紙を音声で録音し、視覚障がい者にお届けします。

※心身障がい児者

身体障がい・知的障がい・精神障がいなどの障がいを抱えた障がい者（18歳以上）及び障がい児（18歳未満）です。

※地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



【なかよし親子うんどう会】



【子どもニコニコ元気塾（夏まつり）】

## (4) 地域包括ケアシステムの推進

課題の要約	<p>① 震災の影響により、核家族化が進み、家族関係が希薄になっています。      (生活のしづらさを抱えている人の増加)</p> <p>② 各種相談窓口が分かりづらいです。</p> <p>③ 地域包括ケアシステムの理解が十分ではありません。</p> <p>④ 各種福祉サービスの担当が縦割りになっており、生活支援に関わる関係機関との連携が十分ではありません。</p> <p>⑤ 社会資源が少なく支援の幅が広がりません。</p> <p>⑥ 民生委員等の見守り活動の負担が大きいです。</p>
取組方針	<p>○関係機関との連携強化      ○地域医療体制の充実      ○相談支援体制の充実</p> <p>① 行政、関係機関と連携し、地域課題の把握と社会資源の発掘に努めます。</p> <p>② 総合的な相談機能を充実させ、各関係機関とのネットワークを強化します。</p> <p>③ 地域において「地域包括ケア」への理解を促進します。また、地域包括支援センターの機能を強化します。</p> <p>④ 医療、介護等の多職種と協働して高齢者の個別課題の解決を図るために、「地域ケア会議」を実施します。</p>

## 第2部 第3次南相馬市地域福祉活動計画

### 第2章 実施計画～施策の具体的な展開～

#### 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	地域包括支援センター事業	高齢者的心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助・支援を公正・中立な立場で包括的に行います。
2	福祉対象者動態調査事業	民生委員児童委員との連携により、福祉対象者の実態を把握します。
3	地域福祉懇談会	市内の各地域に出向き、住民と情報を交換し地域福祉活動に活用します。

社協の役割（共助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 様々な相談に対応できるよう、関係機関とのネットワーク体制を強化します。</li> <li>② 支えあい活動等が身近な地域で可能となるよう活動の組織化を促進します。</li> <li>③ 地域担当職員の配置を検討し、住民と協働による福祉のまちづくりを推進します。</li> </ul>
-----------	--

#### ※地域ケア会議

ケース関係者で支援困難事例の個別課題解決のための手段を検討する会議です。また、その中で、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメント支援、関係性（ネットワーク）の構築を行い、さらに地域課題を探ります。



【地域福祉懇談会】

## (5) 子育て環境の充実

課題の要約	<p>① 子育て支援の施設の情報や、児童館、児童センター、児童クラブの活動内容及び所在地等が十分に周知されていません。</p> <p>② 育児不安を抱え、孤立する子育て世代がみられます。</p> <p>③ 地域組織、住民、関係機関との連携・交流及び情報共有や子育てしやすい環境作りに努める必要があります。</p> <p>④ 子育て支援の充実を図り、子育て世帯が安心して生活できる環境を整える必要があります。</p> <p>⑤ ファミリーサポートセンター事業の周知が不十分で、利用が少ない状況にあります。</p> <p>⑥ 子育て支援事業が十分に周知されておらず、参加者が固定化しています。</p> <p>⑦ 乳児や病児・病後児を一時的に預かる施設や小児科が充実していません。</p> <p>⑧ 子どもの成長段階に合わせての支援が継割りになっています。</p>
取組方針	<p>○妊娠・出産・育児に関する情報提供体制の充実</p> <p>○子育て世帯の交流の推進</p> <p>○良好な住宅・環境の確保</p> <p>① 市内の子育て支援の施設・サークル、事業内容等を掲載した分かりやすい広報紙を作成し、各種情報の周知に努めます。</p> <p>② 子育てについて気軽に相談・情報交換ができる環境作りに努め、子育てへの理解を深めます。</p> <p>③ 中学生・高校生がボランティアに参加できる機会を作ります。</p> <p>④ 保護者の子育てや就労、さらに子どもの安定した日常生活を支援するため、支援者の育成や充実を図ります。</p>

第2部 第3次南相馬市地域福祉活動計画  
第2章 実施計画～施策の具体的な展開～

《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	放課後児童健全育成事業 ・仲町児童センター ・高平児童館	児童に対し、安心・安全な居場所を提供し、健全な遊びを通じ健康の増進と情操を育みます。また、保護者が就労等で十分に児童を保護・育成出来ない場合に保護者に代わって、放課後や長期休業日等に児童を育成支援します。
2	ファミリーサポート事業	会員相互の援助活動により、仕事と育児を両立し、安心して働くことの出来る社会環境を築きます。
3	なかよし親子交流事業	乳幼児・未就学児の親子を対象に、交流する場を設けます。
4	ひとり親世帯交流事業	ひとり親世帯を対象に、交流する場を設けます。
5	サマーショートボランティアスクール	中学生・高校生を対象に、夏休み期間を活用した各種福祉施設や事業等での活動体験を実施します。 更に、年間を通じた事業拡大に努めます。
6	児童館・児童センター 地域交流事業 《新規》	児童館・児童センターの児童と地域住民との交流を通して、地域における児童健全育成と見守り活動を進める環境づくりを推進します。
7	「児童館だより」発行事業	児童館、児童センターの所在地及び活動内容等を記載した広報紙を発行、配布し周知を図ります。
8	福祉教育の推進事業 (出前講座)	社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを生かして、様々な機会を設け、市民に対してその知識や技術を提供します。(“出向く福祉”の強化) また、南相馬市「まちづくり出前講座」へ登録し、講師登録している市民や団体との連携・ネットワーク化を図ります。
9	子どもニコニコ元気塾	地域における子育て支援のため、子どもと保護者を対象として、子どもに関係する社会福祉法人との連携事業を実施します。
10	なないろサロン	乳幼児・未就学児の親子を対象に、地域の人々と交流し、育児不安等を解消できる場を設けます。

社協の役割（共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>① 地域や学校と連携を図り、保護者の就労と子育てを支援します。</li><li>② 子育て中の保護者や子どもと、地域住民が気軽に安心して過ごせ、交流できる場を提供します。</li><li>③ 中高生や地域住民が日ごろからボランティア活動ができる機会を作ります。</li><li>④ 子育て支援に関して、保護者が必要とする情報を把握し、必要な人に提供します。</li></ul>
-----------	--



【サマーショートボランティアスクール】

### 3 安心して暮らすための生活支援の充実



【お茶ベリンピック】

#### 【取組方針】

- (1) 総合的な相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 人権尊重の社会づくりの推進
- (4) ひとにやさしいまちづくりの推進
- (5) 生活支援の充実
- (6) 身体とこころの健康づくり

## (1) 総合的な相談支援体制の充実

課題の要約	<p>① 困り事をどこに相談したら良いか分かりません。</p> <p>② 高齢者、障がい者、子育て等に関するサービスの情報が把握できません。</p> <p>③ 生活に不安（生活困窮者、ひきこもり、ゴミ屋敷、8050問題、育児等）を抱える世帯の孤立と制度の狭間の問題が増えてきています。</p> <p>④ 相談を受ける際に社会福祉協議会や行政機関等との連携・対応が必要です。</p> <p>⑤ 相談内容の複雑化及び相談支援機関の人員不足のため、適切な相談対応ができません。</p>
取組方針	<p>○相談体制の整備・充実 ○情報提供の充実 ○情報の共有化と個人情報の保護</p> <p>① 総合的な相談機能を充実させ、相談機能と各種専門機関とのネットワークにより、あらゆる相談に対応できるようにします。</p> <p>② 社協だより「オレンジハート」や社協ホームページで、各種サービス情報を分かりやすく提供します。</p> <p>③ 相談支援機関などとの協力体制を強化します。</p> <p>④ 困りごとを抱えている人を早期に発見できるよう相談に出向く活動を強化します。</p> <p>⑤ 社協内における案内機能を強化し、適切に相談窓口等に繋ぎます。</p>

## 第2部 第3次南相馬市地域福祉活動計画

### 第2章 実施計画 ～施策の具体的な展開～

#### 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	生活援助資金貸付事業	低所得のため生活が困難な世帯に対して、一時的な生活費を貸し付けます。
2	生活福祉資金貸付事業	福島県社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付事業の窓口業務を行います。
3	地域包括支援センター事業	高齢者的心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助・支援を公正・中立な立場で包括的に行います。
4	無料法律相談	法律的な解決が必要な相談を受け付けます。
5	生活困窮者自立支援事業 (ハートフルサポート)	生活の困りごとや不安を抱えている人の相談窓口となり、どのような支援が必要か一緒に考え、その人にあった自立に向けた支援を行います。

社協の役割（共助）	① 社協だより「オレンジハート」や社協ホームページで、専門的な相談窓口を地域住民へ周知します。 ② 相談者の実態を把握し、適切な助言、必要な援助を行います。 ③ さまざまな相談に対応できるよう、関係機関とのネットワーク体制を強化し、ワンストップで専門機関へ橋渡しを行い、相談体制の充実を図ります。
-----------	--



【地域包括支援センター 訪問の様子】

※生活援助資金貸付事業

低所得世帯へ一時的な生活費のため、1世帯あたり上限5万円を無利子で貸し付けを行います。

※生活福祉資金貸付事業

低所得世帯並びに障がい者世帯に対し、生業を行うときの開業や住宅改修、家族が入院した場合の療養、修学するために必要な資金などを無利子もしくは低金利で貸し付けるとともに、必要な援助指導を行います。

※8050問題

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。ひきこもりが長期化すると、親も高齢となり、収入が途絶えてしまったり、病気や介護がのしかかり、一家が孤立、困窮してしまうケースです。

※ワンストップ

相談者が来た際に、たらい回しにならないようにひとつの窓口で対応することです。

※生活困窮者自立支援事業

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体が生活困窮者への相談支援を実施するほか、住居確保給付金の支給、就労支援、家計管理の支援等を行うことで、自立の支援を図る事業です。

地域において様々な課題を抱える方に対して、包括的な支援を行うことにより、生活困窮者の自立と尊厳の保持や、事業を通じた支え合いの地域づくりを目指します。

## (2) 福祉サービスの充実

課題の要約	<p>① 震災により介護職の人材不足がさらに進み、利用したい福祉サービスを希望通り受けられないことがあります。</p> <p>② 地域に住む誰もが困ったときに相談できるところが分かりづらいです。</p> <p>③ 高齢者、障がい者、子ども等に関係なく、総合的に支援が出来る仕組みが必要です。</p> <p>④ 支援を必要とする人が、自分の利用できるサービスがあることを知りません。</p> <p>⑤ 高齢化が進むにあたり、利用ニーズに合わせたサービスが必要です。</p> <p>⑥ 公的サービスだけではなく、地域組織など多様な人が主体となるサービスが必要です。</p> <p>⑦ 住み慣れた地域で、高齢者や障がい者が、安心して介護サービスを受けられるか不安があります。</p>
取組方針	<p>○福祉事業所・専門機関の連携強化      ○福祉人材確保への支援      ○共生型サービスの推進</p> <p>① 介護職の相談会や、事業所を周知出来る機会を設け、人材確保を図ります。</p> <p>② 地域にある相談機能を充実させ、支援を必要とする人が利用しやすいよう情報を発信します。</p> <p>③ “制度の狭間”の問題に対応するサービスの開発を推進します。</p> <p>④ 市民一人ひとりをはじめ地域における多様なサービス主体が、福祉活動に参加し、連携できる体制整備を促進します。</p> <p>⑤ 高齢者や障がい者が安心して生活できるよう介護保険サービスや地域福祉サービスを実施するとともに、地域の社会資源を有効に活用できるよう地域福祉のネットワークの構築を推進していきます。</p>

## 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	介護保険サービスの実施	介護保険法に基づき、住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、在宅で受けられる介護サービスを実施します。
2	地域包括支援センター事業	高齢者の心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助・支援を公正・中立な立場で包括的に行います。
3	生活困窮者自立支援事業 (ハートフルサポート)	生活の困りごとや不安を抱えている人の相談窓口となり、どのような支援が必要か一緒に考え、その人にあった自立に向けた支援を行います。
4	福祉教育の推進事業 (出前講座)	社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを生かして、様々な機会を設け、市民に対してその知識や技術を提供します。（“出向く福祉”の強化） また、南相馬市「まちづくり出前講座」へ登録し、講師登録している市民や団体との連携・ネットワーク化を図ります。
5	サマーショートボランティアスクール	中学生・高校生を対象に、夏休み期間を活用した各種福祉施設や事業等での活動体験を実施します。 更に、年間を通じた事業拡大に努めます。
6	社協だより「オレンジハート」発行事業	社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するために、広報紙を発行します。
7	ホームページ運営事業	社会福祉協議会の活動状況を住民に周知するために、ホームページやSNSを活用します。
8	福祉人材センター事業	福祉の仕事を目指す人と、人材を求める福祉の職場をつなぎます。

## 第2部 第3次南相馬市地域福祉活動計画

### 第2章 実施計画～施策の具体的な展開～

社協の役割（共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>① 地域住民向けの研修会を積極的に開催し、福祉に対しての関心を高め、資質の向上を図ります。</li><li>② NPO、ボランティア、その他の地域資源との連携を図り、地域で安心して生活できるようサービスについて広報、周知を図ります。</li><li>③ 介護事業所を見学し、介護の仕事について相談できる機会を設け、介護職への理解を促進します。</li><li>④ 「社会福祉法人の地域における公益的な取組」を推進し、市内の社会福祉法人や各事業所と連携して、制度内外の福祉サービスの充実を図ります。</li></ul>
-----------	--



【ひまわりデイサービスセンター】

#### ※社会福祉法人の地域における公益的な取組

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。（社会福祉法第24条第2項）

## (3) 人権尊重の社会づくりの推進

課題の要約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 判断能力が十分でない状況になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支援体制が必要です。</li> <li>② 成年後見制度の利用をもっと促進する必要があります。</li> <li>③ 近隣住民との関係性が希薄になって、地域内の高齢者・障がい者・子どもの虐待の把握がしづらいです。</li> <li>④ 虐待への認識が低いことが心配です。</li> <li>⑤ 認知症や障がい者への理解が低いです。</li> <li>⑥ 様々な誤解や偏見から、地域との関わりを絶たれて暮らしている人がいます。</li> <li>⑦ 被災者（地域）やマイノリティ・多国籍者・罪を犯した人などに対する差別や偏見が根深く残っています。</li> <li>⑧ 一人ひとりの人権を守る地域づくりの体制が必要です。</li> </ul>
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活自立支援事業や成年後見人制度の周知・利用の推進</li> <li>○虐待防止のネットワーク整備</li> <li>○差別の防止と権利擁護の推進</li> <li>○社会復帰への支援体制の整備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉サービス等を利用するため支援が必要とする人を把握し、必要な援助をします。</li> <li>② 地域住民、行政機関、社会福祉協議会等が協力して、虐待に対する早期発見、情報の集約に努めます。</li> <li>③ 虐待を早期に発見できる地域ネットワークの構築と、防止に向けた取り組みを提言します。</li> <li>④ 虐待に対する正しい知識や理解の普及・啓発に努めます。</li> <li>⑤ 成年後見制度の普及・啓発に努めます。</li> <li>⑥ 民生委員児童委員など福祉の担い手を対象とした研修を行います。</li> <li>⑦ 誰もが地域で安心して生活できるように、一人ひとりの権利を擁護し、必要な福祉サービス等が活用できるよう支援を行います。</li> </ul>

## 第2部 第3次南相馬市地域福祉活動計画

## 第2章 実施計画～施策の具体的な展開～

## 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	地域包括支援センター事業	高齢者的心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助・支援を公正・中立な立場で包括的に行います。
2	日常生活自立支援事業 (あんしんサポート)	認知症高齢者や障がい者等が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助を行います。また利用者の状況により書類(通帳・印鑑等)の預かりや金銭管理の支援も行います。
3	権利擁護入門講座	「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を、広く市民に啓発するための講座を開催します。
4	市民後見人養成講座	今後ますます増加する成年後見制度へのニーズに対応するため、市民目線による支援を行える市民後見人を養成し、権利擁護の社会化を図ります。
5	生活困窮者自立支援事業 (ハートフルサポート)	生活の困りごとや不安を抱えている人の相談窓口となり、どのような支援が必要か一緒に考え、その人にあった自立に向けた支援を行います。

社協の役割(共助)	<p>① 認知症高齢者や障がい者が福祉サービスを利用する支援として、「日常生活自立支援事業」を充実させます。</p> <p>② 高齢者・障がい者・児童虐待に対する相談援助、関係機関等への情報提供を行います。</p> <p>③ 地域住民や行政と連携をとりながら、虐待の早期発見・防止に努めます。</p> <p>④ 障がい者への差別や偏見の防止、合理的配慮などについて、あらゆる場面において広報・周知を行います。</p> <p>⑤ 市民後見人並びに日常生活自立支援事業の生活支援員を養成し、市民参加による権利擁護体制の推進を図ります。</p> <p>⑥ 誰もが地域で安心して生活できるように、一人ひとりの権利を擁護し、必要な福祉サービス等が活用できるよう支援を行います。</p> <p>⑦ 「成年後見センター」の受託や「法人後見事業」が実施・運営できる社協の体制を整えます。</p>
-----------	---

※認知症

認知症とは、物忘れや認知機能の低下が起こり、日常生活に支障をきたしている状態です。

物忘れや認知機能の低下は、脳の神経細胞が障害を受けて死滅し、減少していくことで起こります。認知症を発症すると、行動面・心理面に特有の変化が生じます。

※マイノリティ

一般的に「社会的少数者」、又は「社会的少数集団」などの意味を持ちます。

狭義には、性的少数者、小数民族、在日外国人、路上生活者、難病を抱える人など、社会の中での属性が少数の類に位置する人や集団を「マイノリティ」と呼んでいます。

その数の少なさゆえに、差別や偏見、社会から排除されやすいといった課題があります。

※成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話をために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

※成年後見センター

成年後見制度に関する情報の提供や相談、手続きの支援等を総合的に行う機関です。

※法人後見事業

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）になり、弁護士や親族などが個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。一般的に、法人後見では、法人の職員が担当となり成年後見制度に基づく後見業務を行いますので、担当している職員が何らかの理由でその業務を行えなくなっていても、担当者を変更することにより、後見業務を継続して行うことができるという利点があります。

## (4) ひとにやさしいまちづくりの推進

課題の要約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 移動手段を持たない住民への支援が必要です。</li> <li>② 高齢者の運転免許証を返納した後のサービス（施策）が乏しいです。</li> <li>③ 新興住宅が進行するなかで、多くの高齢者などが“買い物難民”となる地域が出てきています。</li> <li>④ まだまだバリアフリー化が浸透しているとは言えず、高齢者や障がい者が住みやすいまちとは言えません。（障がい者の駐車スペースに健常者が車を停める、点字ブロックが途切れている等）</li> <li>⑤ 障がいのある人などに対しての“心のバリア”があります。</li> </ul>
取組方針	<p>○ユニバーサルデザインの推進      ○バリアフリーの推進      ○移動手段の確保とサービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 必要な移動手段を持たない高齢者の把握・支援をします。</li> <li>② 公共施設や、まちなか等でバリアフリーが必要な箇所を把握します。</li> <li>③ 外出支援サービスの利用を促進するなど、外出に不安を抱える方を支援します。</li> <li>④ 高齢者や障がい者の意見を十分取り入れ、更なるバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を目指します。</li> <li>⑤ 障がいの有無にかかわらず、“心のバリアフリー”を推進していきます。</li> <li>⑥ 閉じこもりがちな高齢者が、生き生きとした生活を送れるように必要なサービスを検討します。</li> <li>⑦ 高齢者や障がい者が安心して生活できるよう介護保険サービスや地域福祉サービスを実施するとともに、地域の社会資源を有効に活用できるよう地域福祉のネットワークの構築を推進していきます。</li> </ul>



【車いす同乗軽自動車】

## 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	車イス同乗軽自動車貸出事業	車イスを必要とする方の家族に対し、通院・入退院などの際に車イスのまま同乗できる自動車を無料で貸し出します。
2	外出支援サービス事業	通院・入退院の際に交通手段の確保が困難な低所得層の高齢者等に対し、無料で送迎を実施します。
3	障がい者コミュニケーション支援事業	障がい者のコミュニケーション円滑化促進のため手話奉仕員等を派遣します。
4	奉仕員等養成事業	手話・朗読・要約筆記に必要な技術等の指導を行い、これに従事する奉仕員を養成します。
5	声の広報発行事業	市の広報と社協だより（オレンジハート）を音訳した「声の広報」を発行し、視覚障がい者に必要な行政情報等を提供します。
6	在宅心身障がい児者スポーツ交歓会	在宅心身障がい児者を対象に、ニュースポーツ体験やイベント等で交流を図ります。
7	福祉機器貸与事業	障がい者や介護保険適用外の方に対し、福祉機器（車イス・介護用ベット）を無料で貸与します。
8	地区福祉委員会推進事業	住民主体による地域福祉活動を推進するために、小地域による福祉活動組織（地区福祉委員会）を各地域に設置し、その活動にかかる助言や費用の助成をします。
9	福祉教育の推進事業 (出前講座)	社会福祉協議会が持つ専門的なノウハウを生かして、様々な機会を設け、市民に対してその知識や技術を提供します。（“出向く福祉”の強化） また、南相馬市「まちづくり出前講座」へ登録し、講師登録している市民や団体との連携・ネットワーク化を図ります。
10	失語症交流会	高次脳機能障がいや難病等により失語症を患い、生活のしづらさを抱えて暮らす方々の相互の交流と社会に対する理解促進を目的として実施します。

社協の役割（共助）	<p>① 必要な移動手段を持たない高齢者や障がい者を支援するため、外出支援サービス事業を充実します。</p> <p>② 外出支援にかかる公共サービスに該当しない人への支援を検討します。</p> <p>③ 高齢者等の移動手段に対する助成制度等の創出について検討します。（タクシーディスカウント、電動自転車購入費など）</p> <p>④ 社協独自の外出支援サービスの創出を検討します。</p> <p>⑤ 公共施設や、まちなか等のバリアフリー化されていない箇所を地域の方と共に把握し、行政等へ提言します。</p> <p>⑥ 社協が所有する施設のバリアフリー化に努め、施設利用の利便性の向上を図ります。</p> <p>⑦ 助け合いの気持ちを育めるよう、障がいの有無に関係なく、交流機会の確保や誰でも自立した生活が送れるような事業を検討、展開します。</p>
-----------	--

## ※福祉機器

高齢者や障がい者等の日常生活を支援する用具・機器のことです。

## ※車イス同乗軽自動車

車イスのまま乗車できる特殊車両（軽自動車）です。



【ひめさゆりの会（失語症友の会） 小高区散策】

## (5) 生活支援の充実

課題の要約	<p>①複合的な問題（経済的困窮、多重債務、不登校、引きこもり等）をどこに相談して良いか分かりません。</p> <p>②地域との関係性が希薄化していることが原因となり、支援を必要とする人の情報を得ることが困難です。</p> <p>③働くことへの不安を抱える方へのサポートが必要です。</p> <p>④認知症や障がいにより判断能力が十分でない方が、日常生活を送るための支援が必要です。</p>
取組方針	<p>○生活困窮者自立支援の推進 ○要支援者の自立支援 ○就労環境の整備</p> <p>①生活の維持ができなくなった場合の、相談窓口等の周知を図ります。</p> <p>②生活の立て直しを必要とする方や公的制度の狭間にある低所得者や離職者などに対し、生活設計などへの助言を行い、必要に応じて資金を貸し付けます。</p> <p>③様々な相談に応じ、各相談機関と連携し、自立に向けた伴走型の支援を行います。</p> <p>④困窮状態の方や困窮状態に陥る可能性のある方に対し、一時的に食糧支援を行います。</p> <p>⑤認知症や障がいにより判断能力が十分でない方に対し支援を行い、あんしんサポートや成年後見制度への適切な移行を図ります。</p> <p>⑥誰もが地域で安心して生活できるように、必要な福祉サービス等が活用できるよう相談や支援を行います。</p>

## 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	日常生活自立支援事業 (あんしんサポート)	認知症高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行います。
2	福祉サービス利用援助事業	日常生活自立支援事業の契約に至らない高齢者や障がい者に対して、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行います。
3	生活援助資金貸付事業	低所得のため生活が困難な世帯に対して、一時的な生活費を貸し付けます。
4	生活福祉資金貸付事業	福島県社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付事業の窓口業務を行います。
5	生活困窮者自立支援事業 (ハートフルサポート)	生活の困りごとや不安を抱えている人の相談窓口となり、どのような支援が必要か一緒に考え、その人にあった自立に向けた支援を行います。
6	就労準備支援事業 《新規》	生活習慣の確立や社会とのつながり、就労体験など本人の意思や状況に応じたきめ細やかな支援策を実施します。
7	フードバンク事業	市民や企業の協力を得て、食糧を確保・保管し、一時的な食糧支援を行います。

社協の役割（共助）	<p>① 日常生活に様々な問題を抱えている世帯へ支援を行い、関係機関へ申請等を助言します。</p> <p>② 生活の立て直しを必要とする方や公的制度の狭間にある低所得者や離職者などに対し、生活設計などへの助言を行い、必要に応じて資金を貸し付けます。</p> <p>③ 相談者の自立に向け、生活習慣等の見直しを行います。</p> <p>④ 判断能力が十分でない方などに対し、地域のバックアップを受けながらサポートします。</p> <p>⑤ 関係機関との連携を図り、地域のニーズを把握し適切な支援を行う。また、地域の実情にあった方策について検討し、制度の狭間を埋められるような事業展開を行います。</p>
-----------	--



【相談の様子】



【フードバンク】

## ※フードバンク事業

まだ安全に食べられるのに、様々な理由で廃棄される食品等を、食べ物に困っている人に届ける取組のことです。

## (6) 身体とこころの健康づくり

課題の要約	<p>① 独居世帯、高齢者世帯の増加や周囲との関わりが薄くなり、状況把握ができず不安です。</p> <p>② 生活習慣病が増加傾向ですが、気軽に運動できる場がありません。</p> <p>③ 震災による環境変化や身体変化などによるストレスが多く、心の病気を抱える人が増えています。</p> <p>④ 交通手段がないなどの環境要因によって、定期健診を受けられない人や、体調が悪くても受診できない人がいます。</p> <p>⑤ 周囲に身体や心の不調は訴えるが、相談や受診につながらない（しない）人がいます。</p> <p>⑥ 家族内で心に病を抱えている人がいても、隠してしまい、状況把握が難しいです。</p> <p>⑦ 介護者のストレスが大きくなり、自宅で介護を継続していくことが困難になっている人が多くみられます。</p> <p>⑧ 震災によりコミュニティが崩壊し、外に出る機会が少なくなり、認知症や生活不活発病になる人が増えています。</p> <p>⑨ 「ふくしま健民アプリ」や「みなみそうま健康づくりポイント」などの健康増進を普及・啓発する事業との連携や、活用が十分ではありません。</p>
取組方針	<p>○健康づくりの普及・啓発</p> <p>○健康に関する情報提供の充実</p> <p>○関係機関と連携強化</p> <p>① 地域における見守り体制を強化し、交流会等への参加呼びかけを行い、地域交流を通した健康増進を図ります。</p> <p>② 気軽に参加できる催しの推進と、開催場所の提供を行います。</p> <p>③ 自ら交通手段を確保することが困難な人（交通弱者）に対する移動手段を支援し、外出することによる社会参加の促進と健康増進を図ります。</p> <p>④ 介護者が休養を取れるような環境作りを推進します。</p> <p>⑤ 医療機関や保健センターと連携し、健康に関する相談やカウンセリングが受けられる窓口の周知を図ります。</p> <p>⑥ 「みなみそうま健康づくりポイント」などと連携した事業企画を推進します。</p>

## 《実施事業》

番号	事業名	事業概要
1	南相馬市健康福祉まつり	事業への各種出展を通じた様々な関係機関・団体相互の連携強化と、市民参加による医療・健康・福祉の増進を目指します。

◎このほか、各種事業に健康増進を図るプログラムを取り入れて実施します。

社協の役割（共助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種団体等が健康増進に関するイベントを開催する時に、社協の施設を貸出します。</li> <li>② ふれあいサロンや各種交流会に、健康増進の要素を取り入れたプログラムの実施を推進します。</li> <li>③ NPOや専門機関と連携し、健康増進につながる事業を企画します。</li> <li>④ 「みなみそうま健康づくりポイント」と連携した事業を企画し、市民の健康増進を図ります。</li> <li>⑤ 健康に不安のある人の相談を受けた場合、医療機関や保健センター、その他あらゆる専門機関と連携して、適切に対応します。</li> <li>⑥ 「南相馬市健康福祉まつり」を通じて、様々な市民及び機関・団体の参加を促進し、市民への医療・健康・福祉の啓発を図ります。</li> </ul>
-----------	--



【南相馬市健康福祉まつり】

## ※生活不活発病

安静状態や体を動かさない状態が長く続くことにより、心身の機能が低下する症状。医学的には廃用症候群と言います。筋力や心肺機能が低下し、日常的な動作にも支障をきたすようになり、精神面でうつ状態になることもあります。重症化すると、歩けなくなり、寝たきりになってしまふ例もあります。

特に高齢者や障がいのある人、また、災害による極端に不自由な状況や不慣れな避難所での生活を強いられている人も陥りやすいです。

## ● 南相馬市社会福祉協議会 事業一覧

No	事業名	【基本施策】-【取組方針】の項目
1	地区福祉委員会推進事業	1-(1) 1-(3) 2-(1) 2-(3) 3-(4)
2	ふれあいサロン助成事業	1-(1) 1-(2) 2-(1)
3	地域三世代交流事業助成事業	1-(1) 1-(3) 2-(1)
4	福祉基金助成事業	1-(1) 2-(3)
5	家族介護者交流事業	1-(1)
6	生きがい・健康づくり推進事業	1-(1) 1-(2)
7	傾聴ボランティア活動推進事業	1-(1)
8	高齢者ふれあい交流会	1-(2) 1-(3)
9	障がい者社会参加促進事業	1-(2)
10	各種講座の開催	1-(2)
11	失語症交流会	1-(2) 3-(4)
12	ニコニコ元気塾	1-(2)
13	社協だより「オレンジハート」発行事業	1-(3) 2-(1) 3-(2)
14	福祉対象者動態調査事業	1-(3) 2-(4)
15	共同募金配分金の活用	1-(3) 2-(2)
16	地域交流事業の推進	1-(3)
17	地域あつたか見守り隊養成事業	1-(3)
18	児童館・児童センター地域交流事業	1-(3)
19	災害・防災ボランティア養成講座	1-(4)
20	イザ!カエルキャラバン!!	1-(4)
21	災害時の要配慮者支援事業	1-(4)
22	日本赤十字社・共同募金会との連携	1-(4)
23	ホームページ運営事業	2-(1) 3-(2)
24	民生委員児童委員協議会運営事業	2-(1)
25	老人クラブ連合会運営補助事業	2-(1)
26	福祉教育の推進事業(出前講座)	2-(1) 2-(3) 2-(5) 3-(2) 3-(4)
27	地域福祉懇談会	2-(1) 2-(4)
28	リーフレット作成	2-(1)
29	社会福祉法人連携事業	2-(1)
30	ボランティア養成講座	2-(2)
31	南相馬市ボランティアフェスティバル	2-(2)
32	サマーショートボランティアスクール	2-(2) 2-(3) 2-(5) 3-(2)
33	児童・生徒ボランティア活動普及事業	2-(2)
34	ボランティア連絡協議会運営補助事業	2-(2)
35	ボランティアセンター運営事業	2-(2)
36	地域福祉事業助成事業	2-(2)

No	事業名	【基本施策】-【取組方針】の項目
37	「みなみそうま市民ふくし大学 (ボランティア学園)」設置・運営事業	2-(2)
38	ボランティア保険料助成事業	2-(2)
39	手話奉仕員派遣事業	2-(3)
40	奉仕員等養成事業	2-(3) 3-(4)
41	声の広報発行事業	2-(3) 3-(4)
42	在宅心身障がい児者スポーツ交歓会	2-(3) 3-(4)
43	福祉体験教室事業	2-(3)
44	障がい者ふれあい交流会	2-(3)
45	放課後児童健全育成事業	2-(3) 2-(5)
46	なかよし親子交流事業	2-(3) 2-(5)
47	なないろサロン	2-(3) 2-(5)
48	子どもニコニコ元気塾	2-(3) 2-(5)
49	生活サポート事業(仮称)	2-(3)
50	地域包括支援センター事業	2-(4) 3-(1) 3-(2) 3-(3)
51	ファミリーサポート事業	2-(5)
52	ひとり親世帯交流事業	2-(5)
53	児童館・児童センター地域交流事業	2-(5)
54	「児童館だより」発行事業	2-(5)
55	生活援助資金貸付事業	3-(1) 3-(5)
56	生活福祉資金貸付事業	3-(1) 3-(5)
57	無料法律相談	3-(1)
58	生活困窮者自立支援事業 (ハートフルサポート)	3-(1) 3-(2) 3-(3) 3-(5)
59	介護保険サービスの実施	3-(2)
60	福祉人材センター事業	3-(2)
61	日常生活自立支援事業 (あんしんサポート)	3-(3) 3-(5)
62	権利擁護入門講座	3-(3)
63	市民後見人養成講座	3-(3)
64	車イス同乗軽自動車貸出事業	3-(4)
65	外出支援サービス事業	3-(4)
66	障がい者コミュニケーション支援事業	3-(4)
67	福祉機器貸与事業	3-(4)
68	福祉サービス利用援助事業	3-(5)
69	就労準備支援事業	3-(5)
70	フードバンク事業	3-(5)
71	南相馬市健康福祉まつり	3-(6)

## 南相馬市地域福祉計画

発行・編集 2019年3月



南相馬市

健康福祉部 社会福祉課

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

TEL 0244-24-5243

## 南相馬市地域福祉活動計画

発行・編集 2019年3月



社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

〒975-0011

南相馬市原町区小川町 322 番地の 1

TEL 0244-24-3415